

富士会		社会福祉法人 富士会			分類番号	CAK-4・2・0-23-(1)			
名 称	規程	細則	要領書	規定	制定 年月日	H13. 10.1	承認 (理事長)	確認 (施設長)	作成
	役員等報酬、諸手当及び費用弁償 に関する規程				起案部署				
					配付部署				
<p>役員報酬、諸手当及び 費用弁償に関する規程</p> <p>社会福祉法人 富士会</p>									
制定・ 改廃権者	公布権者	立案者	改訂年月日	記事				承認	
			H29.4.1	第三者委員削除及び社会福祉法改正 に伴う変更					

役員報酬、諸手当及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人富士会（以下「富士会」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、評議員、役員及び評議員選任・解任委員（以下、「評議員等」という。）の報酬、諸手当及び費用弁償について、必要な事項を定める事を目的とする。

(報酬の額)

第2条 評議員等に対し、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。

- 2 法人及び施設運営のために常時勤務する理事長及び業務執行理事に対し報酬を支給することができる。その額は予算の範囲内において、知立市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の、区分『臨時又は非常勤の委員、顧問』を参照に、次の通りとし、評議員会の決議を得て支給する。尚、常時勤務とは、概ね1日4時間、週4日以上勤務する事を言う。

役職名	金額(月額)
理事長	500,000円
業務執行理事	300,000円

※業務執行理事に対する報酬は、その重責を考慮し理事長職の60%とする。

- 3 評議員等に対し、富士会が主催する理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会に出席した場合の謝金として支給する。その額は、第2項における『臨時又は非常勤の委員、顧問』を参照に、1回につき一人一律8,500円とし、源泉徴収後の額を現金支給する。

但し、評議員等のうち、社会福祉法人富士会職員として在籍する者、及び第2項に定める役員に対してはこれを支給しない。

(費用弁償)

第3条 評議員等が富士会の事業に従事するため旅行した場合は、旅費を支給する。但し、あらかじめ宿泊料が指定されている場合には、指定された額とする。

交通費	宿泊費(日額)	日当(日額)	その他
実費	14,800円	3,000円	実費

- 2 前項の旅費に関する事項は、社会福祉法人富士会旅費規程に準じ、適用にあつては上級者の職員の例による。

(公表)

第4条 この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給

の基準として公表するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要事項は理事会の承認を得たのち、評議員会の決議により定める。

付則

- ・この規程は、平成13年10月 1日より施行する。
- ・この規程は、平成17年 1月 1日より施行する。
- ・この規程は、平成29年 4月 1日より施行する。